

グリーン購入法

(国等による環境物品等の調達推進等に関する法律)

グリーン購入法は国や国立大学など独立行政法人が、環境に配慮した製品やサービスを優先的に購入することを義務づけた法律で2001年4月に施行されました。

大要は下記の事項よりなっています。

1. 国が率先して再生品などの環境にやさしい物品の調達、購入を促進する。
2. 環境物品への切り替え推進、製造業が提供する環境物品についての情報整理、分析して結果を公表する。
3. 事業会社が購買、生産やサービス活動を行う際は、なるべく環境物品の中から選択する。

対象となるのは文具やオフィス機器、家電、自動車など237品目。国は品目ごとに細かく仕様の基準を定めるとともに、これを毎年見直しています。

木質系セメント板は、木質資源の再利用（間伐材、残材）や環境負荷の低いセメントの使用等が評価され、他建材に先がけてグリーン購入法第1号として指定されました。今後とも省資源・環境負荷の低減に努めてまいります。